

第 22 回建物・構築物検討会 議事録

1. 日時 平成 25 年 10 月 24 日 (木) 14:00~15:50

2. 場所 原子力安全推進協会 13 階 D 会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

出席委員: 久保主査 (東京大学), 北山副主査 (首都大学東京), 高橋 (東京電力) 大河内 (中部電力), 高橋 (北海道電力), 藤井 (北陸電力), 大竹 (東北電力), 橋本 (中国電力), 増田 (四国電力), 武井 (電源開発), 辻 (JANSI), 清水 (大林組), 藪内 (鹿島建設), 大宮 (竹中工務店), 平子 (日立 GE), 中島 (東芝) (計 16 名)

代理出席: 秋田 (関西電力・伏見代理), 今村 (東京電力・杉田代理), 小川 (日本原子力発電・奥谷代理), 高橋 (大成建設・森山代理), 萩原 (清水建設・小川代理), 吉賀 (三菱重工業・伊神代理), (計 6 名)

欠席委員: 続 (九州電力) (計 1 名)

常時参加者: 田守 (信州大学), 古橋 (日本大学) (計 2 名)

オブザーバ: 稲垣 (東京電力), 福島 (鹿島建設) (計 2 名)

事務局: 井上 (日本電気協会) (計 1 名)

4. 配布資料

資料 22-1 建物・構築物検討会委員名簿

資料 22-2 第 21 回建物・構築物検討会議事録(案)

資料 22-3 新規制基準に対する分科会の対応基本方針について

資料 22-4 原子力発電所耐震設計技術規定 (JEAC4601) 及び同指針 (JEAG4601) の改定について

資料 22-5 原子力発電所免震構造設計技術指針(JEAG4616-2013)改定における功労賞の推薦について

参考-1 JEAC4601-2008 の改定・電力共通研究等の成果(参考文献)

参考-2 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(省令 62 号)の機能要求に対する耐震設計技術規程(JEAC4601-2008)の技術評価対応(コメント整理表)

5. 議事

(1) 配付資料確認, 委員交代確認, 定足数確認,

事務局より, 代理出席者 6 名及びオブザーバ 2 名が紹介され, 規約に基づき久保主査の承認を得た。代理出席を含めて全委員 21 名出席であり, 決議に必要な「委員総数の 3 分の 2 以上の出席(16 名以上)」を満たしていることを確認した。(最終出席者: 22 名)

また, 資料 22-1 に基づき今回の検討会から, 幹事が杉田氏(東京電力)から今村氏(東京電力)に交代したと JNES の井上氏が退任されたことの報告があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より, 資料 22-2 に基づき, 検討会の前回議事録(案)の概要説明があり, 一部言葉の適正化を行い正式議事録とすることを確認した。

(3) 新規制基準に対する分科会の対応基本方針について

今村幹事より, 資料 22-3 に基づき, 新規制基準に対する分科会の対応基本方針についての説明があった。

本基本方針は, 原分科会長から分科会, 検討会委員に向けたミッションステートメントとして発信するために作成されたものであり, 次回の分科会での審議に提出される。それまでに意見があれば事務局まで提出して頂きたい。

(主なコメント)

・P7 の下の方に (注意) として発行形態について, 「改定の発行形態については, 十分な配慮を必要とする。」とあるがどういう意味か。冊子で出すとか DVD で出すとかか。

→5 年に 1 回一括で発行するのではなく, 補完的に追補版のような発行も考えると言う意味である。

- ・この位置付けは、例えば建築学会で作成しているRC基準が事実上日本の適合基準であり耐震設計の基準になっているということと同じか。
- 同じ位置付けを考えている。規制委員会の技術評価を受けエンドースされれば、JEACの考え方で設計していれば、詳細の説明義務が不要となる。また、ガイドラインよりコードを重要視して行こうと言う考え方が隠されていると考える。
- ・P7の(6)、(7)に「具体化することを検討するが・・・定量化することには困難が予想される。」とあり考えるけど考えてもダメそうだと言うことか。精神が記載されていても仕方ないと考えるが。
- 十分な余裕と残余のリスクで処置しようと言うことを考えている。残余のリスクについて具体的な数値は規制側も決めていなくて規制のルールでは残余のリスクは小さく取りましようとなっている。目安はあるが規制庁からこうしなさいと言う指示はない。設定は出来るけど説明が出来ないと言ったところである。

- (4) 原子力発電所耐震設計技術規定(JEAC4601)及び同指針(JEAG4601)の改定について
今村幹事より、資料 22-4 に基づき、耐震JEAC/Gの改定について、建物・構築物関係の改定項目及び改定スケジュールについて説明があった。

(主なコメント)

- ・この改定にあたっての基本的な考え方が先にあった原分科会長の基本方針を反映させるということか。
- その通りである。
- ・最後から2枚目の抽出項目についての表で、例えば①の「具体的対応案」は入力方向の考え方を整理するようになっており、最先端の知見を基に基本の研究を纏めることとなり、本文と言うよりは解説に記載することでもいいのか。また、そう言うもので規制庁の新規制基準に反映してもらえるものとみなせるのか。
- そうなると考えている。例えば設計根拠の外力は兆候でないと難しいから兆候でして、次の状態があるのなら斜め応力を加えておいて設計する。確認行為については3成分の波形が出てくるので、3成分でやって結果が出てくればいいと考える。最初から3方向入力で設計行為をすることはしない。1方向で設計して結果論として3方向入力をやってOKだったら大丈夫であると言える。
- ・電共研の成果の反映で、電共研の結果は公表されているのか。
- 平板については2013年8月の物が出ている。
- ・途中でサスペンドされているJEAC4601-2008のエンドースの話については何処かにあるのか。
- 参考2として添付している。この資料は既に検討会で了解済みの資料である。
- ・改定のスケジュールで2ヶ月に1回検討会を実施しなければいけないと言うことは分かったが、下のグラフは何を言っているのか。ここでJEAC4601の検討をやりましようと言うことか。
- その通りである。
- ・表の建物・構築物の検討項目の最初の電共研等の最新知見の反映の矢印は不要と考える。またグラデーションのバーについている注意書きはもっと後ろの方がいい。
- 拝承。修正する。
- ・我々がやらなければいけないのは、第3章の3.1~3.6と付属書・参考資料であって、下の建物・構築物の検討項目に全て入っていると言うことでもいいのか。
- その通りである。
- この工程表はあくまでも検討会用の資料であり分科会には提出しない。

- (5) 原子力発電所免震構造設計技術指針(JEAG4616-2013)改定における功労賞の推薦について
今村幹事より、資料 22-5 に基づき、免震JEAGの改定における功労賞の推薦について説明があった。
推薦にあたっては、推薦依頼があれば主査と幹事で対象者を選定して推薦したいと考えている。

(コメントなし)

- (6) その他

- ・次回検討会は、12月12日（木）14時から実施することとなった。

以 上